

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 公 告	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 【環境局環境監視部環境監視課】		2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請 【環境局環境監視部環境監視課】		7

北九州市告示第409号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町1番1号
日本製鉄株式会社 九州製鉄所
所長 野見山裕治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡東区大字前田
日本製鉄株式会社 九州製鉄所八幡地区（八幡）

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
名称	Y-A C設備 電気清浄施設	Y-A C設備 コーティング施設
能力	700 t / 月	700 t / 月

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

名称	Y-A C設備 電気清浄施設	Y-A C設備 コーティング施設
使用時間間隔	連続	連続

1日当たりの 使用時間	24時間	24時間
季節的変動	なし	なし
設置年月日	許可日以降	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	Y-A C設備 電気清 浄施設	Y-A C設備 コーテ ィング施設
汚水量 (m^3 /日)	通常 1,000 最大 1,220	通常 30 最大 30
水素イオン濃度	通常 8.0 最大 10.0	通常 2.7 最大 2.1
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 30 最大 30	通常 93 最大 3,526
浮遊物質 (mg/l)	通常 100 最大 100	通常 128 最大 1,718
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 30 最大 30	通常 1 最大 4
窒素含有量 (mg/l)	通常 1.8 最大 1.8	通常 1 最大 4
^{りん} 燐含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 248 最大 440
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 70 最大 250

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア Y-A Cアルカリ排水処理設備

項目	変更前	変更後

汚水等の量 (m^3 /日)	通常 1, 030 最大 1, 250	同左
水素イオン濃度	通常 7 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 20 最大 304	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 30 最大 54	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左
燐含有量 (mg/l)	通常 7.2 最大 10.6	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 10 最大 10	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 2 最大 6.1	同左

イ 珪素弱酸処理場

項目	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 10, 690 最大 16, 620	同左
水素イオン濃度	通常 8 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 15 最大 18	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 15 最大 18	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2	同左

窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 1.5 最大 2	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.6	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2	同左
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.02 最大 0.02	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 —	通常 0.2 最大 0.7

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 八幡No. 13排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	変更前	変更後
排水の量 (m ³ /日)	通常 25,710 最大 35,910	同左
水素イオン濃度	通常 6.8 最大 8.5	通常 6.8～8.5 最大 6.8～8.5
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.6 最大 14.9	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 14.8 最大 35	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 6.7 最大 20.0	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.4 最大 1.0	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 1.0 最大 2.0	同左

クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.02 最大 0.04	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4.0 最大 8.0	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 7.1 最大 14.0	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 6.0 最大 20.0	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 1.0 最大 2.0	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 —	通常 0.1 最大 0.2

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年10月25日から同年11月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年11月15日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 4 1 0 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号
日本製鉄株式会社 九州製鉄所
所長 野見山裕治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡東区大字前田
日本製鉄株式会社 九州製鉄所八幡地区（八幡）

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 7 4 号に掲げる特定事業場から排水される水の処理施設（以下「第 7 4 号施設」という。）
名称	珪素弱酸処理場
能力	2 8, 6 0 0 m ³ / 日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続使用
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし

使用開始予定年月日	許可日以降
-----------	-------

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

項目	変更前	変更後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 10,690 最大 16,620	同左
水素イオン濃度	通常 8 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 15 最大 18	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 15 最大 18	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 1.5 最大 2	同左
りん 燐含有量 (mg/l)	通常 0.3 最大 0.6	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1 最大 2	同左
クロム含有量 (mg/l)	通常 0.02 最大 0.02	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 10 最大 15	同左
溶解性鉄含有量 (mg/l)	通常 2 最大 2	同左
亜鉛含有量 (mg/l)	通常 — 最大 —	通常 0.2 最大 0.7

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

第74号施設のため、前記(3)ウの内容と同じ

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 八幡No. 13排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	変更前	変更後
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 25, 710 最大 35, 910	同左
水素イオン濃度	通常 6.8 最大 8.5	通常 6.8 ~ 8.5 最大 6.8 ~ 8.5
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10.6 最大 14.9	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 14.8 最大 35	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 6.7 最大 20.0	同左
磷含有量 (mg/ℓ)	通常 0.4 最大 1.0	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 1.0 最大 2.0	同左
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.02 最大 0.04	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4.0 最大 8.0	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 7.1 最大 14.0	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 6.0 最大 20.0	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 1.0 最大 2.0	同左
亜鉛含有量 (mg/ℓ)	通常 — 最大 —	通常 0.1 最大 0.2

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年10月25日から同年11月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

（2） 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年11月15日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。